

付表

行政区	管理番号	宛番号

令和 年度 市民税・県民税申告に係る  
上場株式の譲渡所得及び配当所得の課税方式についての申出書

令和 年 月 日

加西市長 様

住所

氏名

電話番号 - -

市民税・県民税申告において、上場株式の譲渡所得及び配当所得の取り扱いを以下のとおり申し出ます。(A または B に○をつけてください)

- A 確定申告した上場株式等の所得について、住民税では申告しません。
- B 確定申告した上場株式等の所得について、住民税では以下の所得とします。

住民税で申告する上場株式等の所得		住民税の源泉徴収税額
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円
	分離課税分	円
上場株式等の譲渡所得等		円

※この申告書は、上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等について、確定申告と異なる課税方式を選択する際に使用してください。  
※いずれにも記載がない場合は、「所得税と同じ課税方式」を選択されたものとみなします。  
※市民税・県民税申告書及び確定申告書の控(写)もあわせて、納税通知書が送達されるまでに提出してください。

裏面もお読みください

## 株式等の配当所得等および譲渡所得等の課税方式の選択について

平成 29 年度税制改正で、特定上場株式等の配当所得や上場株式等の譲渡（源泉徴収がある特定口座）にかかる所得については、所得税と異なる課税方式により個人住民税（市民税・県民税）を課税できることが明確化されました。これにより、例えば所得税は総合課税、個人住民税は申告不要を選択することが可能となりました。

### 【申告の際の注意事項】

- ① 所得税と異なる課税方式を選択する場合には、納税通知書が送達される日までに表面「市民税・県民税申告に係る上場株式の譲渡所得及び配当所得の課税方式についての申出書」を提出してください。
- ② 申告した課税方式を明確にするために、申出書表面の表に金額を記入してください。
- ③ 総合課税と分離課税を選択することにより、上場株式等の配当等所得および譲渡所得等は、扶養控除や配偶者控除の適用、非課税判定や国民健康保険税等の基準となる総合所得金額等や合計所得に含まれますのでご注意ください。

(参考)

#### 上場株式等に係る配当所得等の課税関係

	申告不要	総合課税	申告分離課税
税率	県民税配当割 5%	市 6% 県 4%	市 3% 県 2%
配当控除	適用なし	適用あり	適用なし
配当割額控除	適用なし	適用あり	適用あり
譲渡損失との損益通算	できない（但し、同一特定口座内のみ可）	できない	できる
扶養、非課税の判定	合計所得金額に含まない	合計所得金額に含む	合計所得金額に含む

#### 上場株式等に係る譲渡所得等の課税関係

	申告不要	申告分離課税
税率	県民税譲渡所得 5%	市 3% 県 2%
株式等譲渡所得割額控除	適用なし	適用あり
分離配当所得との損益通算	できない	できる
譲渡損失の翌年への繰越	できない	できる
扶養、非課税の判定	合計所得金額に含まない	合計所得金額に含む